

第1回富山県
外国人材活躍・多文化共生推進にかかる有識者検討会

外国人受入れをめぐる政策の変遷と 地域における取り組みについて

一般財団法人ダイバーシティ研究所
代表理事 田村太郎

自己紹介: 田村太郎

- 阪神・淡路大震災での外国人住民被災者支援を機に「**多文化共生センター**」を設立(95年)
- NPOリーダーや学識者のネットワーク「**神戸復興塾**」の事務局長や、兵庫県「**被災者復興支援会議**」委員として阪神・淡路の復興に関わる
- 社会起業家をめざす若者のためのビジネスプランコンペ「**edge**」を主催し、100組以上の社会起業家を支援(05年～現在は「最高顧問」)
- 自治体国際化協会参事として多文化共生事業を担当。また総務省「地域における多文化共生推進のための研究会」構成員として「多文化共生推進プラン」の策定に参画(05年度)
- 「多様性を地域と組織の力に」をテーマに、事例研究やセミナーの開催、企業と市民のコミュニケーションを促すしくみづくりに取り組む「**ダイバーシティ研究所**」を設立(07年)
- 東日本大震災を受け、内閣官房「震災ボランティア連携室」企画官に就任(11年3月)
→ 復興庁へ移行後は上席政策調査官、2014年より「**復興推進参与**」

その他の主な役職

N P O : 神戸まちづくり研究所副理事長、RCF理事、大阪府人権協会評議員など

経済界 : 関西経済同友会幹事、同「Diversity, Equity & Inclusion 委員会」委員長代行など

政 府 : 関係閣僚会議「外国人との共生社会実現のための有識者会議」構成員、

法務省入管庁「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」構成員など

自治体 : 苫小牧市「都市再生アドバイザー」、仙台市「ダイバーシティ推進会議」委員、豊岡市「多様性推進・ジェン

ダーギャップ対策検討委員会」アドバイザー、徳島県「被災者支援推進ネットワーク会議」委員 など

大 学 : 大阪大学大学院、日本女子大非常勤講師(都市再生論、企業社会論)

1. 外国人受入れをめぐる政策の変遷

外国人受入れ政策の変遷

- バブル景気により、外国人受け入れ議論が活発化(90年代)
 - 「外国人の単純労働者は受け入れない」ことを含む第6次雇用計画を88年に閣議決定する一方、日系人(90年)や研修生(93年)などを「例外的」に受け入れ
 - 政府としての来日後の定住支援策は整備しないまま外国人が増加。自治体や国際交流協会、地域住民がボランティアで日本語や相談支援を独自に展開
- 総務省が体系的・計画的な「多文化共生の推進」を自治体に促す(00年代)
 - 外国人集住都市会議などの要望を踏まえ、地方交付税の交付措置や研究会による「多文化共生推進プラン」の策定等を推進(05年度～)
 - 改正入管法および改正住基法の施行で、外国人も住基台帳に登録(12年7月)
- リーマンショックで下火になった受け入れ議論が再燃(10年代)
 - 労働力不足だけでなく、地域の持続可能性の観点からも外国人受け入れを求める声が高まり、外国人の労働者としての受入れを閣議決定(18年6月)
 - 「特定技能」の新設(19年4月)、「技能実習」の廃止と「育成就労」の新設(27年予定)
 - 「外国人受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」を閣議決定(18年7月)
 - 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」の策定(18年末～ 以後毎年改訂)
 - 「外国人との共生社会の実現のためのロードマップ」の策定(22年6月)

1. 外国人受入れをめぐる政策の変遷

在留資格別の主な職種、就労との関係

No.	在留資格	該当職種	No.	在留資格	該当職種
1	外交	外国政府の大使等/家族	16	興行	歌手、俳優、スポーツ選手等
2	公用	外国政府の職員/家族	17	技能	調理師、金属加工職人等
3	教授	大学の教授等	18	技能実習	技能実習生
4	芸術	芸術家	19	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、EPA協定の介護士等
5	宗教	宣教師等			
6	報道	外国の報道機関の記者等	20	特定技能	建設、介護など
7	高度専門職	研究者、技術者等 (ポイント制による高度人材)	21	文化活動	日本文化の研究者等
8	経営・管理	経営者	22	短期滞在	観光、短期商用、親族・知人訪問
9	法律/会計業務	弁護士/公認会計士	23	留学	大学、専門学校等の学生
10	医療	医師、看護師	24	研修	技術/知識習得の研修生
11	研究	政府関連/企業の研究者	25	家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
12	教育	小中高校の語学教師等	26	永住者 特別永住者	永住許可を取得した者 旧植民地出身者とその子孫
13	技術・人文知識・国際業務	通訳、語学教師、デザイナー、マーケティング、機械工学技術者等	27	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子 (日系2世等)
14	企業内転勤	外国の事業所の日本支社・支店で働く人	28	永住者の配偶者等	永住者の配偶者
15	介護	介護福祉士	29	定住者	インドシナ難民、日系3世等

19年4月新設

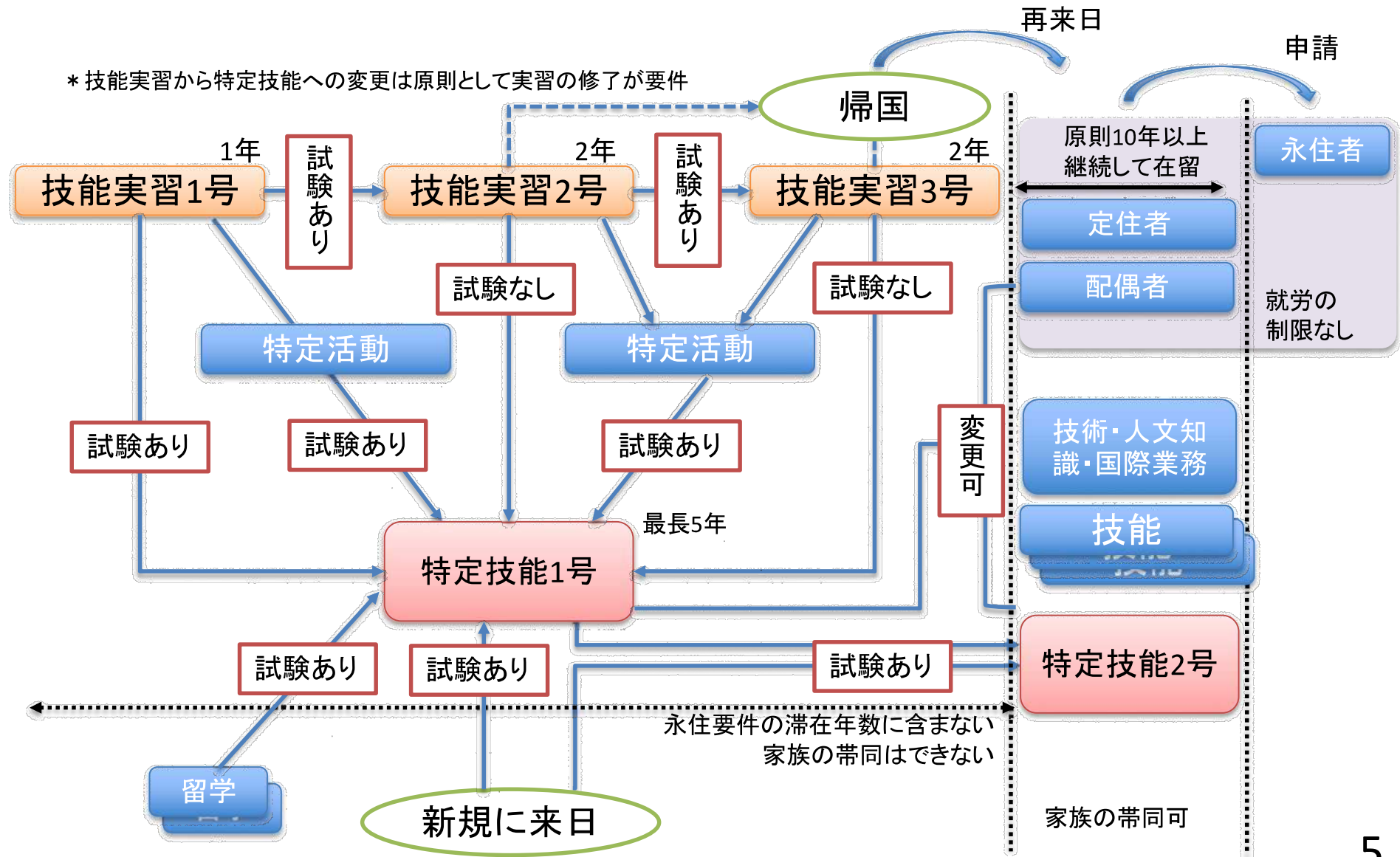
一部を除き、更新や変更が可能

原則就労不可

職種制限なし

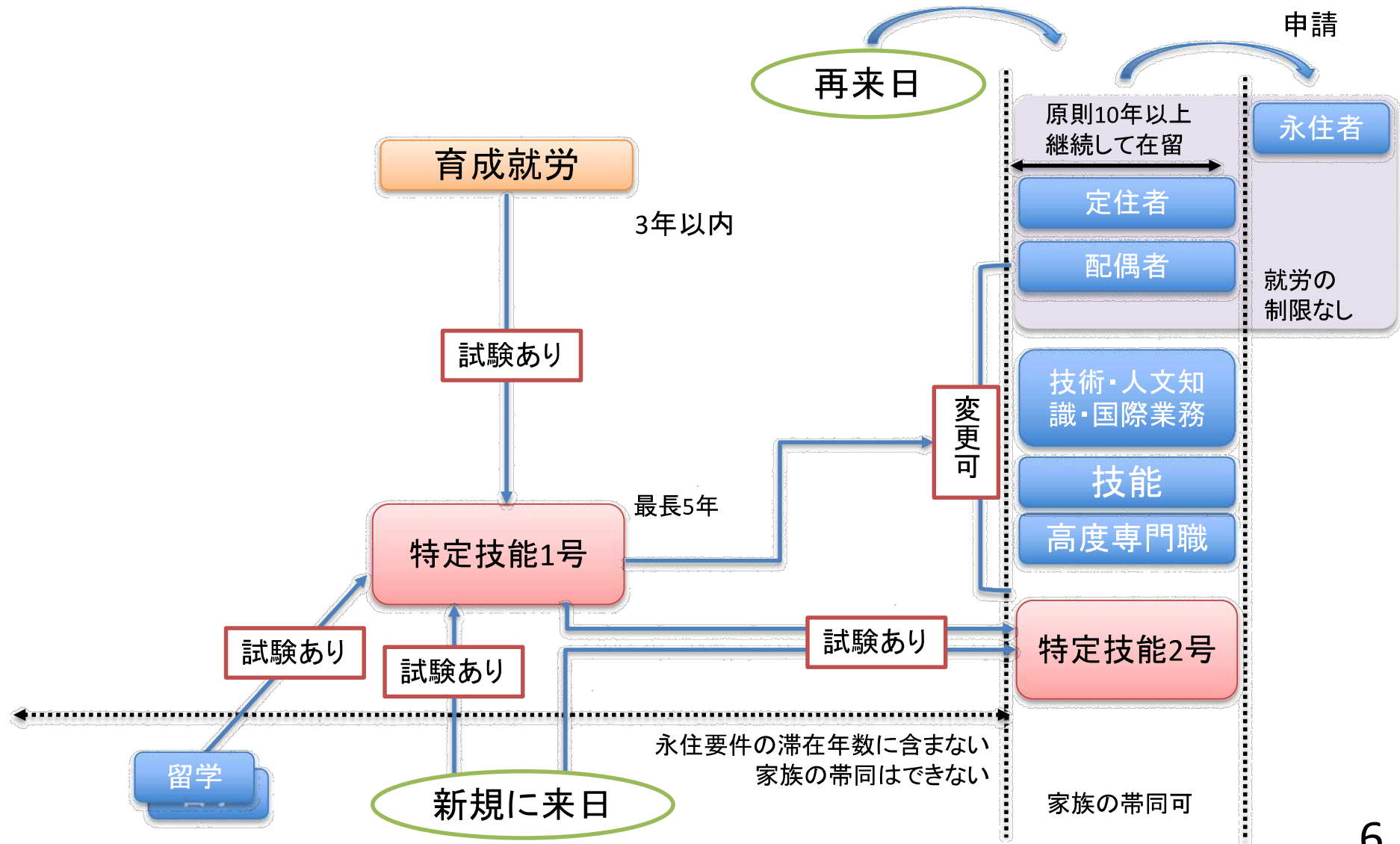
1. 外国人受入れをめぐる政策の変遷

現行の「技能実習」「特定技能」と他の在留資格との関係



1. 外国人受入れをめぐる政策の変遷

予想される「育成就労」開始後の他の在留資格との関係



外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和6年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和5年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（104施策）

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組（重点事項 1）

現状・課題

日本語教育等の機会提供

- 日本語教室が開催されていない市区町村に居住する外国人住民
約58万人（令和2〔2020〕年11月時点）
→日本語教育を受ける機会が十分に提供されていない
- 生活オリエンテーションについて、実施の有無やその内容が異なる（居住する地方公共団体の施策の有無や内容が異なる）
→我が国の習慣・社会制度に対する理解度に違いが生じ得る状況

ライフステージに応じた体系的な日本語学習

- 外国人がライフステージに応じて身に付ける必要がある日本語レベルに基準等がない
→外国人が自らのニーズやレベルに応じ、体系的に日本語学習を積み上げていくことが困難

日本語教育の質の向上等

- 日本語教師の資質・能力にばらつきがある
- 日本語教師の待遇が必ずしも十分ではないなど長期的なキャリア形成が困難
→日本語教師の質の向上や量的確保が課題

主な取組の方向性

生活のために必要な日本語や、我が国の習慣・社会制度に関する知識を習得できるよう環境整備を行う

<外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備>

- 生活のために必要なレベルの日本語の習得を目的とする日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーションの機会提供
- 在留資格手続等あらゆる機会を捉えて学習できることを案内・発信
- 出入国在留管理庁等は連携してカリキュラム、教材の作成、オンライン講座等の実施の検討

<ライフステージに応じ、体系的に日本語を学習することができる環境の整備>

- 外国人が学習ニーズやレベルに応じた日本語教育機関を選択できるよう日本語能力の評価基準（日本語教育の参照枠）を活用し、各機関の教育水準を明示できる仕組みの構築

<日本語教育の質の向上、専門人材の確保に資する取組の推進>

- 「公認日本語教師（仮称）」の資格の創設及び日本語教師の長期的なキャリア形成が可能となるような仕組みの構築

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化（重点事項２）

現状・課題

外国人に対する情報発信

- 関係省庁の施策（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に対する在留外国人等への支援策を含む。）が発信されているが、外国人が自らの置かれている状況に応じ、情報を適切かつ迅速に選択することが困難
- 各種支援情報の伝達手段と外国人が情報を入手する媒体のミスマッチ等により、必要とする支援に関する情報の不達

→外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるような形で情報発信されていない

外国人向けの相談体制

- 外国人の増加や国籍の多様化等から通訳の確保が困難
- 外国人受入環境整備交付金の使途が地域の実情に応じて幅広く活用できていない
- 外国人が抱える問題は多様複雑であり、関係機関の緊密な連携が一層必要になっている
- 地方公共団体の職員等が日本語能力が十分ではない外国人とのコミュニケーションに苦勞している

→外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるような相談体制が構築されていない

主な取組の方向性

外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるよう、情報発信や相談体制の強化を通じた環境整備を行う

<外国人の目線に立った情報発信の強化>

- 情報内容の工夫（何を伝えるか）
 - ・提供する情報の基準等を定めたガイドラインの作成
- 情報の伝え方（どう伝えるか）
 - ・文字情報のほか視覚情報により内容を理解してもらえるよう工夫
- 伝達手段の工夫
 - ・マイナポータルを活用した、オーダーメイド型・プッシュ型の情報発信

<外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化>

- 一元的相談窓口等への支援の強化
 - ・外国人受入環境整備交付金の交付要件の見直しの検討、一元的相談窓口の設置促進等
- 地域における関係機関の連携・外国人支援者ネットワーク構築の推進
 - ・F R E S Cと同様に複数機関が連携して対応する相談窓口の設置等
 - ・民間支援団体等を通じた国の支援情報の提供や外国人が抱える問題の迅速かつ的確な把握が可能となる仕組みの構築

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（重点事項3）

現状・課題

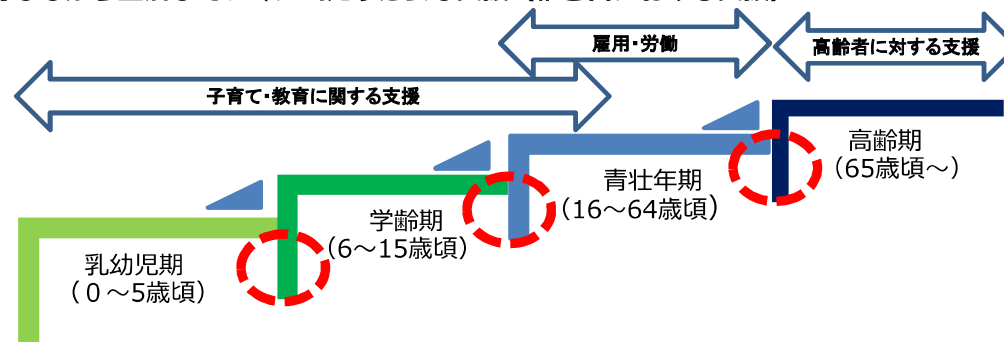
ライフステージに応じた支援

ライフステージごとに日本社会に参加するための支援

ライフサイクルに応じた支援

ライフステージを移行しながら生活していくに当たり必要な支援（継ぎ目における支援）

- 就学、進学、就職等ライフステージを移行する際（継ぎ目）に課題に直面
（課題の例）
・全高校生等（特別支援学校の高等部は除く。）の中途退学率が1.3%であるのに対し、日本語指導が必要な高校生等（特別支援学校の高等部は除く。）の中途退学率は9.6%
- 各ライフステージについても更なる支援が必要
→各ライフステージの外国人を取り巻く実態や課題を把握できていない
→「継ぎ目」における支援の実施が重要になってきている



主な取組の方向性

実態を把握し、各ライフステージ及び各ライフサイクルに応じたきめ細かな支援を行う

<「乳幼児期」、「学齢期」及び「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援（妊娠、出産、子育て、就学、進学等の支援）>

- 外国人の親子が地域社会で孤立しないための支援を目的とした実態調査及びニーズの把握等、子育てしやすい環境の整備
- 外国人の子供の就学促進に向けた就学状況の把握（一体的管理・把握）、プレスクールの設置支援等
- 学習意欲を高めるためのロールモデルの提供等、外国人の子供に対するトータルなキャリア形成支援（高校入学試験における特別定員枠・受検上の特別な配慮）

<「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援（就労等の支援）>

- 外国人とのコミュニケーションツールとしてやさしい日本語の導入を促進し、相互に理解し合う環境整備を実施
- 受入れ企業による一定の費用負担の下、就労の安定やキャリアアップ支援を目的とした研修や職業訓練の機会を従業員に提供

<「高齢期」を中心とした外国人に対する支援（介護等の支援）>

- 外国人の置かれている状況や支援ニーズを把握し、外国人を含む全ての人の理解が得られるものとなるよう、支援の在り方について検討

共生社会の基盤整備に向けた取組（重点事項4）

現状・課題

1 共生社会の実現に向けた意識醸成

- 学校、職場、地域 など社会の様々な場面において外国人に対する差別や偏見が存在

2 社会制度等の知識修得のための仕組みづくり

- 日本の文化や習慣、税や社会保障等の社会制度についての理解が十分でなく、意図せず公的義務を履行しない人等が存在

3 外国人の生活状況に係る実態把握

- 政府統計等の中で、「国籍」等が調査項目として採用されている統計は限られており、外国人の生活に係る実態を十分に把握することが困難

4 外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携

- 民間支援団体等との連携による情報収集が不十分
- 各関係機関が提供可能な支援をコーディネートする人材の育成等が必要
- 外国人の利便性の向上や適正な在留管理の実現のため、出入国在留管理庁においてマイナンバー制度との連携等を通じた在留管理に必要な情報の効率的な取得が必要

5 外国人の社会参加

- 外国人が社会に参加し、能力を最大限発揮できるよう後押しするという観点からの取組が不十分
- 社会参加に意欲を持つ外国人に活躍の場を広げていくことが必要

→ 全ての人が多様性を尊重し、また、個々の能力を最大限に発揮できるような、目指すべき共生社会の実現に向けた基盤整備が不十分

主な取組の方向性

目指すべき共生社会を実現するため、意識醸成、社会制度等の知識修得の仕組みづくり等の基盤整備を行う

<共生社会の実現に向けた意識醸成>

- 外国人との共生に係る啓発月間を設けるなどして、外国人との共生についての関心と理解を深めるための取組を推進
- 幼児教育・学校教育等における共生のための教育の導入について検討

<社会制度等の知識修得のための仕組みづくり>

- 納税や社会保険料の納付等の公的義務に係る情報を、生活オリエンテーションで提供するとともに、その後も継続的に周知

<外国人の生活状況に係る実態調査のための政府統計の充実等>

- 政府統計の充実等による外国人の生活状況に係る実態把握、当該実態に基づく施策の企画・立案及びK P Iに基づく施策の進捗管理の実施

<共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化>

- 民間支援団体や支援をコーディネートする人材に対する情報提供、財政的な支援を含む支援策を検討
- 総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認定制度の検討

2. 地域における取り組みの状況

総務省による「多文化共生推進プラン」の策定

総務省国際室が「地域における多文化共生推進に関する研究会」(2005年度)の報告書として「多文化共生推進プログラム」を作成。同報告書を受けて、2006年3月に総務省国際室として都道府県と政令市の担当部署へ「多文化共生推進プラン」を通知。下記の4項目で構成。

1) コミュニケーション支援

日本語習得支援や通訳・翻訳体制の整備などによる、日本語でのコミュニケーションができない住民への支援

2) 生活支援

医療や教育、労働、防災など、多様な文化背景に配慮した固有の施策の整備

3) 多文化共生の地域づくり

啓発イベントや外国人住民自身の地域社会への参画を通して、地域社会全体で多文化共生をめざそうとする意識を涵養する施策の実施

4) 推進体制の整備

上記の施策を推進するための条例や計画、担当部署の設置や部署間の連絡会議等の整備

- 外国人住民の増加や新たな閣議決定を踏まえ、**2020年にプランを改訂**

<自治体による取り組み状況について>

- すべての政令市と都道府県が多文化共生の推進にかかる指針や計画を策定済と回答。
- 市町村も含む全自治体のうち171団体(10%)が多文化共生単独のプランを策定(24年4月現在総務省調べ)しているが、**4割の自治体が「策定せず・今後も予定なし」と回答**
- 施策ごとの取り組み内容も「二極化」の傾向が見られる

「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

別紙 2

現行プラン (2006年)

【背景・趣旨】

- 日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。
- 都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

【施策】

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化
日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居 住	教 育
労働環境	医療・保健・福祉
防 災	

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発
外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備
地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン (2020年)

【背景・趣旨】

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。
 - (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

【施策】

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備

日本語教育の推進

生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保 適正な労働環境の確保 災害時の支援体制の整備

医療・保健サービスの提供 子ども・子育て及び福祉サービスの提供

住宅確保のための支援 感染症流行時における対応

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成 外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備 地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査について（③計画・指針策定の状況）

● 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況（令和6年4月1日現在）

（団体数、％）

回答	都道府県	指定都市	市 （指定都市除く）	区	町	村	計
策定している	47（100％）	20（100％）	611（79％）	23（100％）	265（36％）	29（16％）	995（56％）
1.多文化共生に関する 指針・計画を単独で策定 している	23（49％）	10（50％）	121（16％）	11（48％）	6（1％）	0（0％）	171（10％）
2.国際化施策一般に関する 指針・計画の中で、多文化 共生施策を含めている	14（30％）	5（25％）	49（6％）	1（4％）	6（1％）	0（0％）	75（4％）
3.総合計画の中で、 多文化共生施策を含めている	10（21％）	5（25％）	441（57％）	11（48％）	253（34％）	29（16％）	749（42％）
策定していない	0（0％）	0（0％）	161（21％）	0（0％）	478（64％）	154（84％）	793（44％）
4.策定していないが、 今後策定の予定がある	0（0％）	0（0％）	12（2％）	0（0％）	4（1％）	0（0％）	16（1％）
5.策定しておらず、 今後策定の予定もない	0（0％）	0（0％）	149（19％）	0（0％）	474（64％）	154（84％）	777（43％）
計	47（100％）	20（100％）	772（100％）	23（100％）	743（100％）	183（100％）	1788（100％）

総務省国際室『令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査について』（2025年3月19日）より

2. 地域における取り組みの状況

【参考】多文化共生に関連した条例について

都道府県および政令市・特別区では下記8団体で条例を制定

- ・ 県ではいずれも基本理念や計画策定、市町や県民の責務等を定めた内容で、宮城県と静岡県、世田谷区は審議会の設置を定めている
- ・ 政令市・特別区では多文化共生に限定せず、ヘイトスピーチへの対応やダイバーシティ推進を包括的に扱う内容もみられる

施行年月	自治体	名称	備考
2007年7月	宮城県	多文化共生社会の形成の推進に関する条例	
2008年12月	静岡県	静岡県多文化共生推進基本条例	基本理念の定めなし
2018年4月	世田谷区	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	苦情処理手続きの規定あり
2021年7月	群馬県	群馬県多文化共生・共創推進条例	
2021年7月	神戸市	神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例	
2022年7月	静岡市	静岡市多文化共生のまち推進条例	
2023年12月	江戸川区	多文化共生のまち推進条例	計画策定の定めなし
2025年4月	岡山県	岡山県外国人材等支援推進条例	2024年10月公布

2025年3月現在、田村調べ。ヘイトスピーチ対応のみの条例(大阪市、東京都等)や外国人市民会議設置のための条例(川崎市)など、多文化共生を広く扱わないものは除いた。

令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査について（④具体的施策の取組状況）

窓口等における 相談体制 （結果概要）

- 取組状況は、「1.自動翻訳機による対応」が40.1%と最も多く、「2.多言語による電話対応」は26.9%、「3.通訳者による相談対応」や「4.職員に対する相談対応研修」は約18%、「5.交付金等を活用したワンストップ相談窓口の設置」は11.0%となっている。
- 実施項目数は、1項目のみ実施団体（29.7%）、2項目実施団体（12.8%）、3項目実施団体（5.8%）、4項目実施団体（5.1%）、5項目実施団体（4.4%）の順に多く、実施項目なし団体は42.2%となっている。

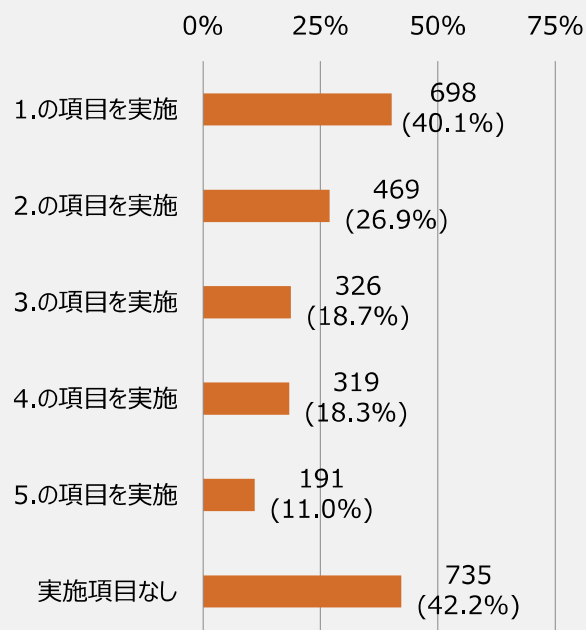
調査項目

Q2 外国人住民向けの窓口等における相談体制についてご回答ください

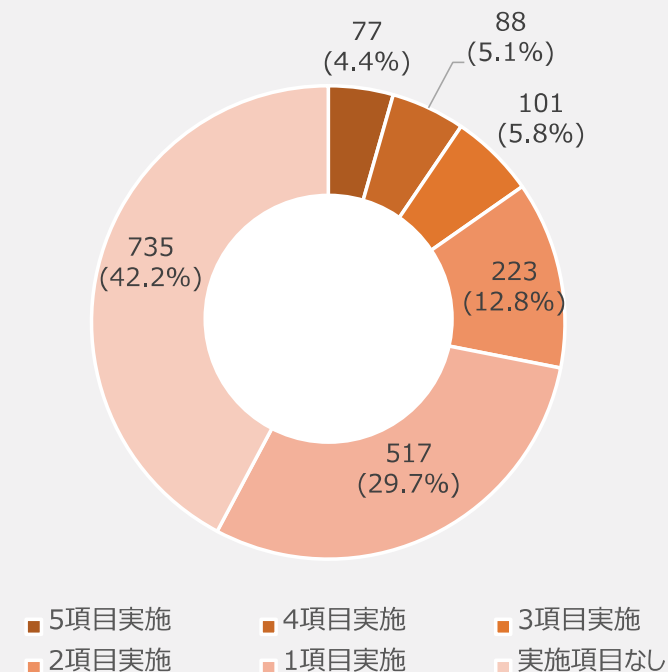
1. 庁内の1カ所以上の窓口で、自動翻訳機を活用した相談対応を行っている。
2. 庁内の1カ所以上の窓口で、多言語による電話対応（テレビ電話やタブレット等による三者間通訳を含む。）を行っている。
3. 庁内の1カ所以上の窓口で、通訳者を配置した相談対応を行っている。
4. 窓口職員等に対する外国人相談対応研修（やさしい日本語研修など）に取り組んでいる。
5. 法務省所管の外国人受入環境整備交付金等を活用したワンストップの外国人住民対応窓口を設置している。
6. 取り組みはない

全国 の 状況

① どの項目を実施しているか（団体数、%）



② 全部で何項目を実施しているか（団体数、%）



※ 複数回答可

総務省国際室『令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査について』（2025年3月19日）より

令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査について（④具体的施策の取組状況）

日本語学習の 推進状況 （結果概要）

- 取組状況は、「3.初歩的な日本語教室の開催」が38.9%と最も多く、「1.地域の日本語学習に関する情報把握」は30.4%、「2.地域の日本語学習に関する情報提供」や「4.日本語教育に係る人材育成」は約17%、「5.ニーズやレベルに応じた複数の日本語教室の開催」は15.9%となっている。
- 実施項目数は、1項目のみ実施団体（26.4%）、2項目実施団体（12.9%）、3項目実施団体（8.6%）、4項目実施団体（5.6%）、5項目実施団体（4.0%）の順に多く、実施項目なし団体は42.7%となっている。

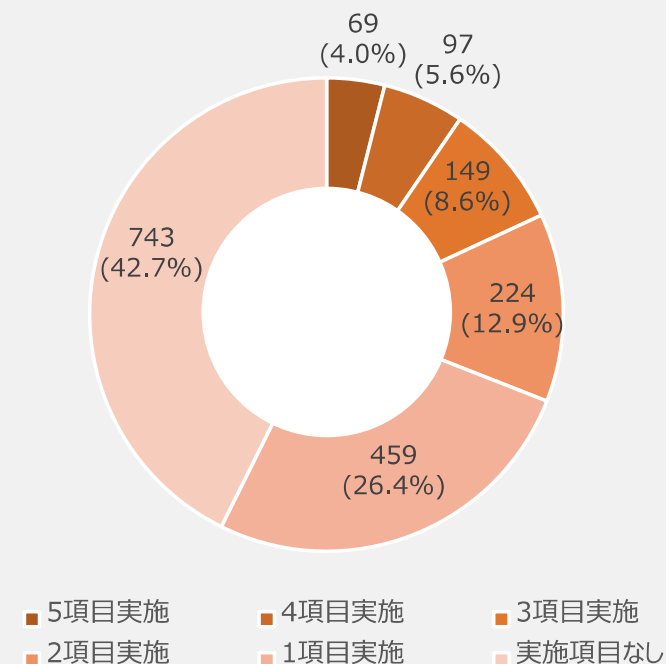
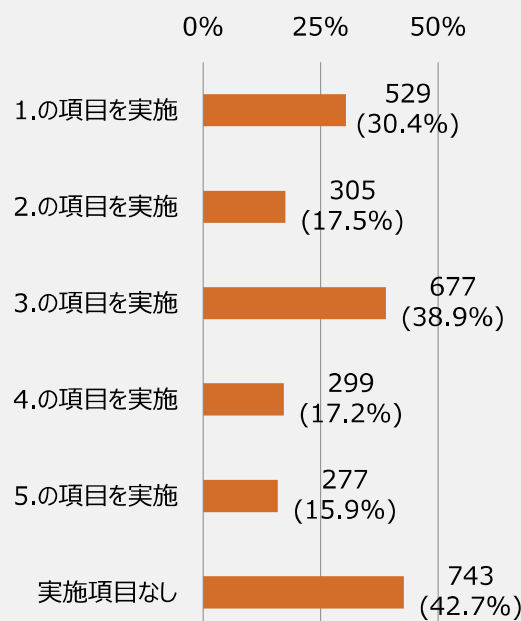
調査項目

Q3 日本語学習の推進状況についてご回答ください

1. 地域の民間ボランティア団体等による日本語学習に関する情報を把握している。
2. 地域の民間ボランティア団体等による日本語学習に関する情報をHP等で情報提供している。
3. 市区町村の直営、又は、国際交流協会、民間ボランティア団体等への委託・補助等により、初歩的な日本語教室を開催している。
4. 日本語ボランティア研修の実施や、教育機関、民間ボランティア団体との連携等を通じて、人材育成に取り組んでいる。
5. 市区町村の直営や国際交流協会等への委託等により、学習者のニーズや日本語のレベルに応じた複数の日本語教室を開催している。
6. 取り組みはない。

全国の状況

① どの項目を実施しているか（団体数、%） ② 全部で何項目を実施しているか（団体数、%）



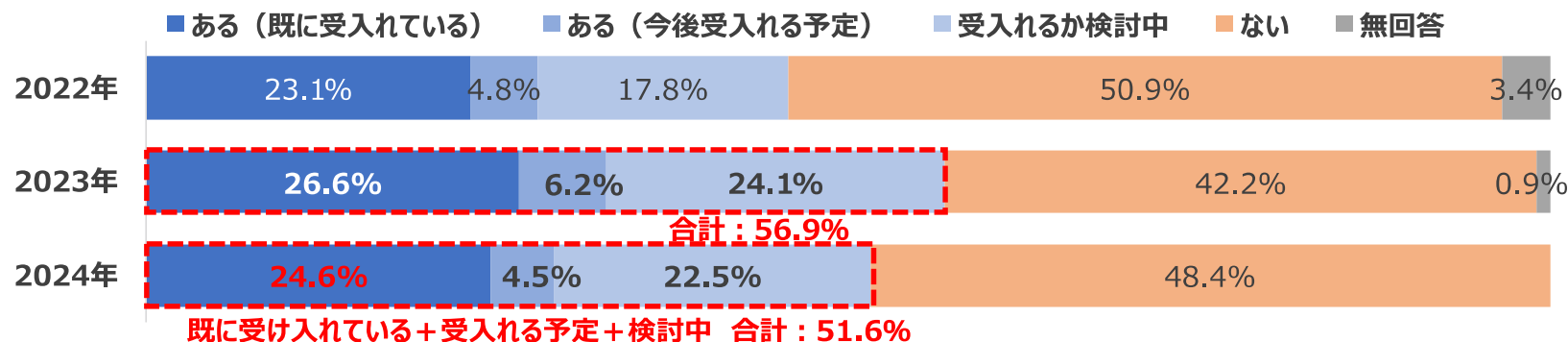
※ 複数回答可

2. 地域における取り組みの状況

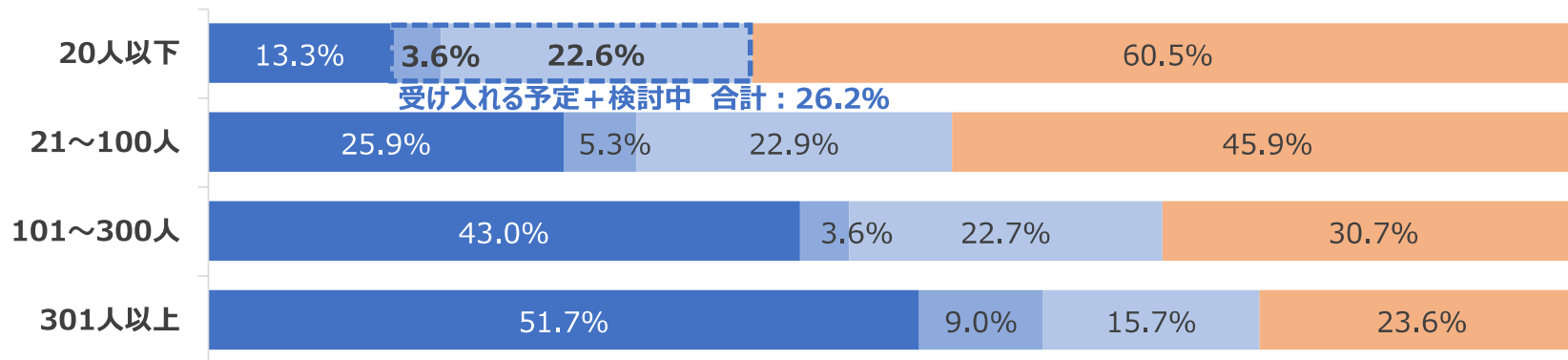
企業における外国人受入れも二極化が進展

- 外国人を雇用したことのある企業・受入れ予定の企業と、今後も予定なしと回答する企業とに二分される
- 人手不足が深刻な中小企業で受入れがない状況

【全体】 n=2,392 ※2022年調査期間:2022年7月19日～8月10日 / 2023年調査期間:2023年7月18日～8月10日



【従業員規模別】 n=2,392



2. 地域における取り組みの状況

日本を襲う「2つ担い手不足」

深刻化する「地域で働く担い手の不足」

- ほぼすべての産業で人手不足が深刻化
 - － 人口減少に加え、「働き方改革」が人手不足を加速
- 「安い労働力」としての外国人という視点からの転換が必要
 - － 外国人技能実習生を受入れている職場の多くは、技術革新や高付加価値産業への転換が遅れ、人材不足が深刻な業種・業界
 - － 技術革新や高付加価値産業への転換を図り、安い労働力としてではなく**イノベーションをもたらしてくれる存在**として位置づけることがこれからの外国人受け入れの本旨

急には育成できない「多文化共生の担い手の不足」

- 政府が予算を付けても通訳や相談員が確保できない
 - － 長年、通訳・翻訳ができる人材を育成・採用してこなかったため、**人材が枯渇**
 - － 「言葉ができること」と「相談対応ができること」はイコールではない
- 地域で日本語を教える人材も不足
 - － ボランティア頼みの日本語教室も高齢化が進み持続が危ういところも
 - － 多様化する学習者のニーズに対応できる人材がいない

3. これからの多文化共生社会の形成に向けて

これから3年が日本の多文化共生の正念場

日本の外国人受入れ政策が転換点を迎えるなか、多文化共生を推進するエコシステム(生態系)を整えられる地域となれるかどうか問われる

年	主な国の動き
2018年	「外国人労働者の受入れ」と「受入環境の整備に関する基本方針」を閣議決定 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」を策定(以後、毎年改訂)
2019年	在留資格「特定技能」の施行 「日本語教育の推進に関する法律」の施行
2020年	総務省「地域における多文化共生推進プラン」の改訂
2022年	外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」の策定(～2026年)
2023年	在留資格「特定技能」2号の業種拡大を閣議決定
2024年	在留資格「技能実習」の廃止と「育成就労」の新設を含む入管法の改正 日本語教師の国家資格化スタート 入管庁「外国人支援コーディネーター」育成・認証スタート
2027年	在留資格「育成就労」スタート 「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」改訂？

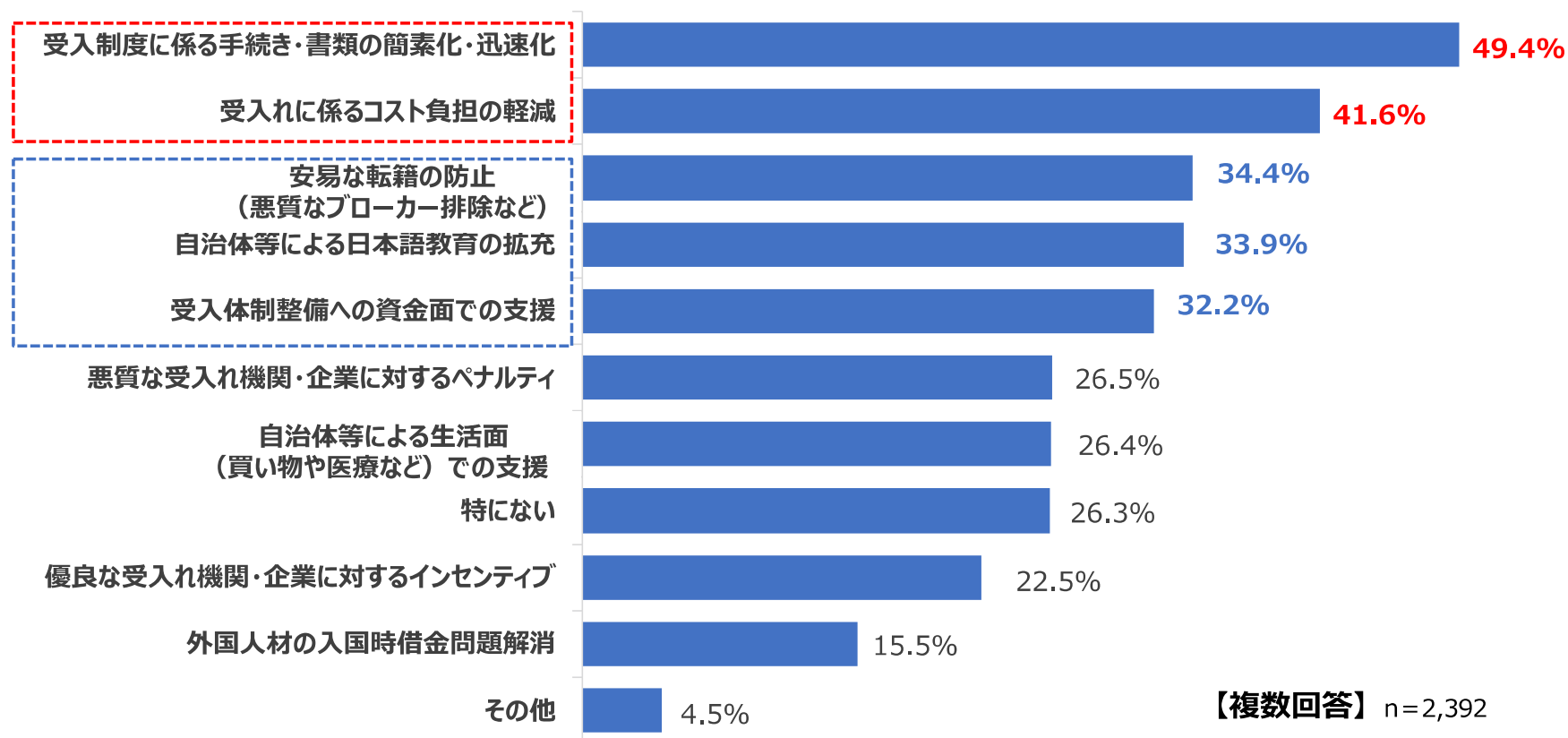


この3年で多文化共生の
新たな「エコシステム」を
整えることが重要！

3. これからの多文化共生社会の形成に向けて

企業が行政に求める取り組み

- 制度の簡素化やコスト削減に加え、日本語教育や受入れ体制整備への資金面での支援を求める声大きい



3. これからの多文化共生社会の形成に向けて

多文化共生の推進に向けた場づくり・人材づくりについて

多様な担い手が連携する場の形成

- 事業所や学校、地域住民、外国人住民自身が参画できる場の設定
 - 多様な担い手がともに多文化共生分野での地域の課題や担い手の状況を共有し、**ともに解決策を検討する場**を設けることが重要

多文化共生を推進する人材づくり

- 多文化共生の推進について一定の知識とスキルを持つ人材の育成
 - 相談を受ける側が不安定な生活をしていては、まともな相談ができない
 - 「**外国人リーダー**」の育成・参画も重要
 - 専門性の高い人材を地域一丸となって受け入れ、**キャリアを積んでいくことができる環境**の整備

グローバル社会と地域をつなぐ取り組みの推進

- 国際社会の要請に応えられる地域づくりを推進し、グローバル社会と地域をつなぐことで持続可能な社会を形成していくことが重要
 - 意識の醸成と、地域での取り組みをサポートするしくみづくりが急務
 - 留学や実習を終えて帰国したあとも地域に愛着を持ち、海外にしながら地域と国際社会をつないでくれる「**ブリッジ人材**」を増やす

富山県のプランや条例に期待されること

ステークホルダーの羅針盤となるプラン・条例を

- プランや条例は、**県内市町や事業者、NPOなど関係者が力を合わせるために**、県が課題や目標を整理して方向性を明確にするもの
- 大きなビジョンのもとに重点施策を示し、施策ごとに担当する部署やKPIをまとめたうえで、進捗確認の方法も決めておく

多文化共生への県民からの理解の促進

- これからの日本が直面する人口減少社会は過去の人口減少のケースと異なり、高齢者が著しく多い数十年間を乗り越えなければならない危機である
- 産業を支える人材の確保や地域での助け合いを維持するために、**若者・女性・高齢者の活躍と並列して外国人の力も借りる必要がある**ことへの理解を促す

外国人が家族とともに地域で暮らすための社会インフラの整備

- 「子育て支援」と「多文化共生」はこれからの自治体施策の二本柱
- 日本語教育や生活支援は地域の持続可能生に不可欠な社会インフラである
- 外国人との共生は「雇用する企業の問題」ではなく、「**地域の未来のために取り組むこと**」として、必要な施策を具体的かつ期限を区切って整備する

多文化共生社会形成の成否が、富山県の10年後を左右する